利用者への身体拘束等の適正化のための指針

1. 社会福祉法人やまねっとにおける、身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

社会福祉法人やまねっとが運営する事業所は、「身体拘束は、利用者の暮らしの自由を制限し尊厳ある生き方を阻むものであり、その行為は利用者へ精神的・身体的な弊害をもたらすものである」ということを職員全てが十分に理解し、支援方法として身体拘束等の行為を安易に選択・正当化することなく、身体拘束等の廃止に向けた意識を持って利用者支援に努めます。

【利用者への身体拘束等及びそれに関連する不適切な具体的行為】

- 自由に歩き回れないように、車イス、イス、ベッド等に身体を縛る。
- 転落しないように、車イス、イス、ベッド等に身体を縛る。
- 自らの意思や能力で降りられないように、ベッドをサイドレール等で囲む。
- 立ち上がる意思や能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- 他の方への迷惑行為を防ぐという目的で、ベッド等に身体を縛る。
- 行動を落ち着かせるという目的で、向精神薬を必要以上に服用させる。
- その方の能力では開くことのできないように、居室等に隔離する。
- 支援者が自分の身体で利用者を押さえて、その方の行動を制限・抑制する。

2. 身体拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体拘束等適正化検討委員会の設置及び開催

利用者一人ひとりの尊厳を最大限尊重した支援を行ない、身体拘束等の廃止に努める観点から「身体拘束等適正化検討委員会」（以下、委員会という。）を設置し、主に下記①～⑤を検討事項とします。

① 身体拘束等の実施状況に関する事項

＊現在身体拘束等を行なう必要のある利用者、今後身体拘束等を行なう必要のある利用者ごとに検討。

② 3 要件（切迫性・非代替性・一時性）についての確認

③ 身体拘束等に関する職員間での意識啓発について

④ 職員研修に関する事項

⑤ その他ひやりはっと・事故報告等の検証

(2) 委員会での検討内容は記録し、委員会の結果については法人内事業所全職員に周知します。

(3) 当該委員会は虐待防止委員会と一体的に設置・運営されるものであり、委員は、虐待防止委員会と同じく法人内事業所の管理職、及び第三者委員とします。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

(1) 利用者支援に携わる法人内事業所全職員に対する研修内容として、身体拘束等の廃止のために関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指針に基づき権利擁護及び身体拘束等の廃止を図る内容とします。

(2) 当該指針に基づく研修は、虐待防止研修と併せて原則年 1 回及び新任職員研修時に実施し、実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録に残すものとします。

4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告等の方策に関する基本方針

ご本人または他の利用者等の生命や身体を保護するため、事業所内で緊急止むを得ない理由から身体拘束等を行なった場合には、身体拘束等の実施状況や利用者の態様（時間や状況ごとの表情・動作・言動等の様子）を記録し、身体拘束等適正化検討委員会で身体拘束等の適正化に向けた確認（3 要件の具体的な再検討など）を行ないます。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

ご本人または他の利用者等の生命や身体を保護するための措置として、緊急止むを得ず身体拘束等を行なわなければならない場合は、以下（1）～（3）の方針のもとに行ない、必要最小限の身体拘束となるように努め、予めご本人、ご家族への説明及び同意を得たうえで身体拘束等を行ないます。また、ご本人の態様や支援の見直し等により、身体拘束の解除に向けて取り組みます。

(1) 3 要件の確認

下記３要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たした場合においてのみ身体拘束等を行なうこととし、支援方法として身体拘束等の行為を安易に選択することはあり得ないものとします。

切迫性　ご本人または他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること

非代替性　身体拘束その他の行動制限を行なう以外に、代替するサービスの手法が無いこと

一時性　身体拘束による行動制限が、一時的なものであること

(2) 身体拘束等の取り扱い

緊急止むを得ず身体拘束等を行なう判断は、職員個人の判断では決して行なわず、虐待防止責任者（管理者）、サービス管理責任者の判断のもと行なう。

(3) 身体拘束等の内容の記録

身体拘束等を行なった場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由、その他必要な下記の事項を記載する。

- 緊急止むを得ず拘束等が必要となる理由（個別の状況）
- 拘束等の方法（場所、具体的な行為）
- 拘束等の時間帯
- 特記すべき利用者の心身の状況
- 拘束等の開始及び解除の予定

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示またはファイルをして見やすくするとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

「3.身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう、常に研鑽を図ります。

令和４年９月１日　制定